



安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	メチルアニリン
製品コード	MA
会社名	株式会社 三星化学研究所
住所	京都市北区上賀茂北ノ原町 14 番地
担当部門	開発・技術部
電話番号	075-781-1177
緊急連絡電話番号	075-781-1177
FAX 番号	075-701-7227
推奨用途及び使用上の制限	本物質の主な用途は、有機合成中間体、各種染料・ゴム薬品・農薬・医薬・爆薬原料

2. 危険有害性の要約

GHS 分類

物理化学的危険性

引火性液体 区分 4

健康有害性

急性毒性（経口） 区分 4

特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分 1（血液系、腎臓）、区分 2（神経系）

特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分 1（血液系、呼吸器、肝臓、腎臓）

環境有害性

水生環境有害性（急性） 区分 2

水生環境有害性（長期間） 区分 2

GHS ラベル要素

絵表示又はシンボル



注意喚起後

危険有害性情報

危険

可燃性液体

飲み込むと有害

血液系、腎臓の障害

神経系の障害のおそれ

長期にわたる又は反復ばく露による血液系、呼吸器、肝臓、腎臓の障害

水生生物に毒性

長期継続的影響によって水生生物に毒性

注意書き

安全対策

粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。

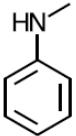
取扱後はよく手を洗うこと。

この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。

環境への放出を避けること。

応急措置	飲み込んだ場合：気分が悪いときは医師に連絡すること。 口をすすぐこと。 ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。 気分が悪いときは、医師の診断／手当てを受けること。 漏出物を回収すること。
保管 廃棄	施錠して保管すること。 内容物／容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に依頼して廃棄すること。
他の危険有害性	情報なし

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別	化学物質
化学名又は一般名	N-メチルアニリン
別名	アニリノメタン メチルフェニルアミン N-メチルアミノベンゼン
濃度又は濃度範囲	99.0%以上
分子式 (分子量)	C ₇ H ₉ N (107.15)
化学特性 (示性式又は構造式)	
CAS 番号	100-61-8
官報公示整理番号 (化審法)	(3)-106(N-メチルアニリン)
官報公示整理番号 (安衛法)	情報なし

4. 応急処置

吸入した場合	新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。医療機関に連絡する。
皮膚に付着した場合	汚染された衣服を脱がせる。洗い流してから水と石鹼で皮膚を洗浄する。医療機関に連絡する。
眼に入った場合	多量の水で洗い流す(できればコンタクトレンズをはずす)。
飲み込んだ場合	口をすすぐこと。水に活性炭を懸濁した液を飲ませる。気分が悪いときは医師に連絡すること。
急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候症状	吸入：紫色(チアノーゼ)の唇や爪、紫色(チアノーゼ)の皮膚、 咳、めまい、頭痛、息苦しさ、咽頭痛 皮膚：吸収される可能性あり。他の症状については「吸入」参照。 経口摂取：腹痛、紫色(チアノーゼ)の唇や爪、紫色(チアノーゼ)の皮膚、咳、めまい、頭痛、息苦しさ、吐き気
応急措置をする者の保護	救助者は、状況に応じて適切な眼、皮膚の保護具を着用する。

医師に対する特別な注意事項 影響は遅れて現われることがある。医学的な経過観察が必要である。

5. 火災時の措置

消火剤	粉末消火薬剤、水噴霧、泡消火薬剤、二酸化炭素
使ってはならない消火剤 特有の危険有害性	棒状注水 可燃性。火災時に刺激性あるいは有毒なヒュームやガスを放出する。 79.5℃以上では、蒸気/空気の爆発性混合気体を生じることがある。
特有の消火方法	火元への燃焼源を断ち、消火剤を使用して消火する。 延焼の恐れのないよう水スプレーで周囲のタンク、建物等の冷却をする。 消火活動は風上から行う。 火災場所の周辺には関係者以外の立ち入りを規制する。 危険でなければ火災区域から容器を移動する。
消火を行う者の保護	消火作業の際は、適切な自給式の呼吸器用保護具、眼や皮膚を保護する防護服（耐熱性）を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急措置	関係者以外の立ち入りを禁止する。 作業者は適切な保護具（自給式呼吸器付化学保護衣等）を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。
環境に対する注意事項	周辺環境に影響がある可能性があるため、製品の環境中への流出を避ける。
封じ込め及び浄化の方法及び機材	すべての着火源を取り除く（現場での喫煙、火花や火炎の禁止）。 漏れた液やこぼれた液を密閉式の容器に出来る限り集める。 残留液を砂又は不活性吸収剤に吸収させて安全な場所に移す。 この物質を環境中に放出してはならない。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い	
技術的対策	「8.ばく露防止及び保護措置」に記載の措置を行い、必要に応じて保護具を着用する。
安全取扱い注意事項	裸火禁止。 ミストの発生を防ぐ。 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。 取扱後はよく手を洗うこと。 この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。 環境への放出を避けること。
接触回避 衛生対策	「10.安全性及び反応性」を参照。 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙しないこと。

保管	取扱い後はよく手を洗うこと。"
安全な保管条件	施錠して保管すること（毒劇物）。 強力な酸化剤、強酸、食品や飼料から離しておく。 換気のよい場所に保管する。 配水管や下水管へのアクセスのない場で貯蔵する。
安全な容器包装材料	消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。
8. ばく露防止及び保護措置	
管理濃度	未設定
許容濃度	未設定
日本産衛学会	未設定
ACGIH	TLV-TWA: 0.5 ppm、2.2 mg/m ³ (Skin)
設備対策	取り扱いの場所の近くに、洗眼及び身体洗浄剤のための設備を設ける。 高温下や、ミストが発生する場合は換気装置を使用する。
保護具	
呼吸用保護具	局所排気又は呼吸用保護具を使用する。
手の保護具	保護手袋を着用する。
眼の保護具	顔面シールド、又は呼吸用保護具と眼用保護具を併用する。
皮膚及び身体の保護具	必要に応じて保護衣、保護エプロン等を着用する。
9. 物理的及び化学的性質	
物理状態	液体 (20℃、1 気圧)
色	無色あるいはわずかに黄色の油状液体。空気にばく露すると茶色になる。
臭い	弱アンモニア臭
融点/凝固点	-57℃(GESTIS(2021))
沸点又は初留点及び沸点範囲	196℃ (GESTIS (2021))
可燃性	可燃
爆発限界及び爆発上限界/可燃限界	情報なし
引火点	83℃(弊社データ、クリーブランド開放式)
自然発火点	500℃ (GESTIS (2021))
分解温度	情報なし
pH	7.6(1g/L) (GESTIS (2021))
動粘性率	ca.2.61 mm ² /s (15℃), 1.79 mm ² /s(30℃)
溶解度	水: 5.62 g/L (GESTIS (2021))
n-オクタノール/水分配係数 (log 値)	1.66 (HSDB (2021))
蒸気圧	39.9 Pa(20℃) (ICSC (J) (2006))
密度及び/又は相対密度	0.989 (Merck (15th, 2013))
相対ガス密度	3.70 (AIR = 1) (HSDB (2017))
粒子特性	該当せず
10. 安定性及び反応性	

反応性	「危険有害反応可能性」を参照。
化学的安定性	空気に触れると茶色になる。
危険有害反応可能性	加熱や燃焼により分解し、有毒なヒューム(アニリン、窒素酸化物など)を生じる。強酸、酸化剤と激しく反応する。
避けるべき条件	混触危険物質との接触
混触危険物質	強酸、強酸化剤
危険有害な分解生成物	火災等の場合は、毒性の強い分解生成物が発生する可能性がある。加熱や燃焼により分解し、有毒なヒューム(アニリン、窒素酸化物など)を生じる。

11. 有害性情報

急性毒性	
経口	GHS 分類: 区分 4 ラットの LD ₅₀ 値として、716 mg/kg (雌)、782 mg/kg (雄) (JECDB) との報告に基づき、区分 4 とした。
経皮	GHS 分類: 分類できない データ不足のため分類できない。
吸入：蒸気	HS 分類: 分類できない データ不足のため分類できない。
吸入：粉じん及びミスト	GHS 分類: 分類できない データ不足のため分類できない。
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	GHS 分類: 分類できない データ不足のため分類できない。
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	GHS 分類: 分類できない データ不足のため分類できない。
呼吸器感作性	GHS 分類: 分類できない データ不足のため分類できない。
皮膚感作性	GHS 分類: 分類できない データ不足のため分類できない。
生殖細胞変異原性	GHS 分類: 分類できない データ不足のため分類できない。
発がん性	GHS 分類: 分類できない データ不足のため分類できない。
生殖毒性	GHS 分類: 分類できない データ不足のため分類できない。
特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	GHS 分類: 区分 1 (血液系、腎臓)、区分 2 (神経系) 区分 2 相当の 512 mg/kg で自発運動低下、チアノーゼ、褐色尿が認められ、致死量の 1,000 mg/kg 以上で側臥位、腹臥位、全身の攣縮、流涙、体温低下が認められたとの報告がある (JECDB)。また、ウサギの単回経口投与試験で、区分 1 相当の 180 mg/kg で血中メトヘモグロビン濃度が 23~45%まで上昇し、赤血球数減少、骨髄での造血反応の増加、蛋白尿、糖尿、褐色尿が認められたとの報告がある。(DFGOT vol. 6 (1993)) 及び最小致死量は区分 1 相当の 240 mg/kg であり、急性毒性症状はチアノーゼ、衰弱、体重減少、呼吸困難、死亡前の痙攣であったという報告

特定標的臓器毒性（反復ばく露）

(DFGOT vol. 6 (1993)、ACGIH (7th, 2001)) がある。
GHS 分類: 区分 1 (血液系、呼吸器、肝臓、腎臓)
ラットを用いた 28 日間反復経口投与毒性試験において、区分 1 のガイダンス値範囲内である 5 mg/kg/day (90 日換算: 0.6 mg/kg/day) 以上で脾臓の充血、色素沈着、腎臓の硝子滴変性、25 mg/kg/day (90 日換算: 7.8 mg/kg/day) 以上でヘマトクリット値・赤血球数の減少、網状赤血球比率の増加、骨髄の造血亢進、肝臓及び脾臓の髄外造血亢進、125 mg/kg/day (90 日換算: 38.9 mg/kg/day) で、プロトロンビン時間の延長、総ビリルビンの増加、黄褐色尿、腎臓の近位尿細管の色素沈着がみられた (JECDB)。また、ラットに 130 回吸入ばく露した試験 (7 時間/日) において、区分 1 のガイダンス値 (蒸気) の範囲内である 2.4 ppm = 10.5 mg/m³ (ガイダンス値換算: 0.0123 mg/L) でハインツ小体、7.6 ppm = 33.3 mg/m³ (ガイダンス値換算: 0.038 mg/L) で死亡、メトヘモグロビン血症、肝臓の小葉中心性の肝細胞壊死、中程度の腎障害、肺の浮腫、間質性肺炎の報告がある (ACGIH (7th, 2001)、環境省リスク評価第 12 巻 (2014))。

吸引性呼吸器有害性

GHS 分類: 分類できない
データ不足のため分類できない。

12. 環境影響情報

生態毒性

水生環境有害性 (急性)

甲殻類 (オオミジンコ) による 48 時間 EC₅₀ = 5.58 mg/L (環境庁生態影響試験 (1996)、環境省リスク評価第 12 巻 (2014)) であることから、区分 2 とした。

水生環境有害性 (長期間)

慢性毒性データを用いた場合、急速分解性がなく (BOD による分解度: 1.4% (既存点検 (1977))), 甲殻類 (オオミジンコ) の 21 日間 NOEC = 0.29 mg/L (環境庁生態影響試験 (1996)、環境省リスク評価第 12 巻 (2014)) であることから、区分 2 となる。慢性毒性データが得られていない栄養段階に対して急性毒性データを用いた場合、急速分解性がなく (BOD による分解度: 1.4% (既存点検 (1977))), 魚類 (メダカ) の 96 時間 LC₅₀ = 57.5 mg/L (環境庁生態影響試験 (1996)、環境省リスク評価第 12 巻 (2014)) であることから、区分 3 となる。以上の結果を比較し、区分 2 とした。

オゾン層への有害性

GHS 分類: 分類できない
データ不足のため分類できない。

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物

廃棄においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。
都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。

汚染容器及び包装

廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分告知の上処理を委託する。

容器は洗浄してリサイクルするか、関連法規制ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。

空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

14. 輸送上の注意

国際規制

国連番号	2294
国連品名	N-METHYLANILINE
国連危険有害性クラス	6.1
副次危険	-
容器等級	III
海洋汚染物質	該当する
MARPOL73/78 附属書II及びIBCコードによるばら積み輸送される液体物質	該当する

国内規制

海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。
航空規制情報	航空法の規定に従う。
陸上規制情報	道路法、消防法、毒物及び劇物取締法の規定に従う。
特別な安全上の対策	道路法、消防法、毒物及び劇物取締法の規定によるイエローカード携行の対象物
その他 (一般的) 注意	輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実にを行う。 重量物を上積みしない。

15. 適用法令

化審法	旧第3種監視化学物質 (旧法第2条第6項) 旧第2種監視化学物質 (旧法第2条第5項)
労働安全衛生法	名称等を表示すべき危険物及び有害物 (法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9) 名称等を通知すべき危険物及び有害物 (法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9) 危険性又は有害性等を調査すべき物 (法第57条の3)
化学物質排出把握管理促進法 (PRTR法)	指定物質に該当しない。(令和4年度までは第二種指定化学物質)
毒物及び劇物取締法	劇物 (指定令第2条)
道路法	車両の通行の制限 (施行令第19条の13、(独)日本高速道路保有・債務返済機構公示第12号・別表第2)
消防法	第4類引火性液体、第三石油類非水溶性液体 (法第2条第7項危険物別表第1)
航空法	毒物類・毒物 (施行規則第194条危険物告示別表第1)
船舶安全法	毒物類・毒物 (危規則第3条危険物告示別表第1)
大気汚染防止法	有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質 (中央環境審議会第9次答申) 揮発性有機化合物 法第2条第4項 (平成14年度VOC排

16. その他の情報

参考文献

各データ毎に記した。

<記載内容について>

記載内容については現時点で入手した資料に基づいて作成しておりますが、記載のデータ及び評価については必ずしも十分ではありませんので、取扱いには注意してください。なお、注意事項については通常の実施を前提としたものですので、特別な取扱いをする場合には、さらに用途・用法に適した安全対策を実施の上、お取扱い願います。